

2. 前年分以前の贈与税について住宅取得資金等の贈与の特例を受けた方

氏名 _____

(平成14年分用)

この表は、平成10年分から平成13年分までの贈与税について住宅取得資金等の贈与の特例の適用を受けた人が、平成14年中に財産の贈与を受けた場合の税額の計算等に使用します。

(1) 平成10年分以降の贈与税について適用を受けた住宅取得資金等の贈与の特例に関する事項

住宅取得資金等の贈与者が死亡している場合の留意事項

| | | |
|------------------|---------------------|-------------|
| 住宅取得資金等の贈与を受けた年分 | 贈与者の氏名 (申告者との続柄) | 申告した 税務署 |
| 平成 年分 | () | 税務署 |

左記の住宅取得資金等の贈与者が平成14年12月31日までに死亡している場合において、当該住宅取得資金等の額が相続税法第19条の規定により当該死亡した者に係る相続税の課税価格に加算されたときには、次の点に留意してください。

- (1) 「(2) 課税価格に対する税額の計算」の②欄の金額には、その死亡した贈与者からの住宅取得資金等の額は含めません(住宅取得資金等の贈与者の全員が死亡しているときは、「(2) 課税価格に対する税額の計算」の記載は要しません。)(「平成14年分贈与税の申告のしかた」の「贈与税の申告書の書き方」の「3」(15ページ)参照。)
- (2) その死亡した贈与者に関して「(3) 死亡した住宅取得資金等の贈与者に関する事項」欄に所定事項を記載します。

(2) 課税価格に対する税額の計算

〔平成10年分から平成12年分までの贈与税について特例を受けた場合〕

| | | |
|--|---|-------------|
| 課税される財産の価額の合計額 (申告書の①-②)の金額 | ① | 円 |
| この特例の適用を受けた住宅取得資金の額 (注) | ② | |
| 住宅取得資金の額の $\frac{1}{5}$ に相当する金額 (② $\times\frac{1}{5}$) | ③ | |
| (① + ③) の金額 | ④ | |
| 基礎控除額 | ⑤ | 1, 100, 000 |
| 課税価格 (④ - ⑤) (1, 000円未満は切り捨てます。) | ⑥ | , 000 |
| ⑥ に対する税額 (贈与税の速算表で求めます。) | ⑦ | |
| (③ - 600, 000円) の金額 (1, 000円未満は切り捨てます。) | ⑧ | , 000 |
| ⑧ に対する税額 (贈与税の速算表で求めます。) | ⑨ | |
| 算出税額 (マイナスの場合は0) (⑦-⑨)の金額 (申告書の⑤欄に移記します。) | ⑩ | |

〔平成13年分の贈与税について特例を受けた場合〕

| | | |
|---|---|-------------|
| 課税される財産の価額の合計額 (申告書の①-②)の金額 | ① | 円 |
| この特例の適用を受けた住宅取得資金等の額 (注) | ② | |
| 住宅取得資金等の額の $\frac{1}{5}$ に相当する金額 (② $\times\frac{1}{5}$) | ③ | |
| (① + ③) の金額 | ④ | |
| 基礎控除額 | ⑤ | 1, 100, 000 |
| 課税価格 (④ - ⑤) (1, 000円未満は切り捨てます。) | ⑥ | , 000 |
| ⑥ に対する税額 (贈与税の速算表で求めます。) | ⑦ | |
| (③ - 1, 100, 000円) の金額 (1, 000円未満は切り捨てます。) | ⑧ | , 000 |
| ⑧ に対する税額 (贈与税の速算表で求めます。) | ⑨ | |
| 算出税額 (マイナスの場合は0) (⑦-⑨)の金額 (申告書の⑤欄に移記します。) | ⑩ | |

(注) 「(2) 課税価格に対する税額の計算」の②欄は、平成11年分から平成13年分までの住宅取得資金等の贈与については、1,500万円を超える場合は1,500万円、平成10年分の住宅取得資金の贈与については、1,000万円を超える場合には1,000万円と記載します。

(3) 死亡した住宅取得資金等の贈与者に関する事項

| | | | |
|------------|-------------------------|-----|----------------|
| 死亡した贈与者の氏名 | 死亡時の住所 | | |
| 死亡年月日 | 死亡した贈与者に係る相続税の申告書の提出の有無 | 有・無 | 「有」の場合の提出先の税務署 |

(注) 上記留意事項の(1)に該当する住宅取得資金等の額があるときは、平成14年分の贈与税の申告書にこの明細書及びその贈与者が死亡したことを証する書類として戸籍謄本等を添付して提出する必要があります。